

「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂 (「福島復興指針」改訂 平成27年6月12日 閣議決定)の進捗

平成27年8月8日(土)
内閣府原子力災害対策本部
原子力被災者生活支援チーム

1. 避難指示の解除と帰還に向けた取組

遅くとも事故から6年後(29年3月)までに避難指示を解除できるよう、環境整備を加速

(1) 田村市:平成26年4月1日 避難指示解除準備区域を解除

- 人口の66%、世帯の75%の方が帰還<30km圏内(都路町)>
人口の57%、世帯の63%の方が帰還<20km圏内> (ともに平成27年5月末時点)

(2) 川内村:平成26年10月1日 避難指示解除準備区域を解除

- 人口の60%、世帯の54%の方が帰還<川内村全域> (平成27年7月1日時点)

(3) 檜葉町: 平成27年9月5日 避難指示解除準備区域の解除

安全・安心対策

- ・保健師等による戸別訪問
- ・相談員制度
- ・飲料水の安全・安心対策(木戸ダムモニタリングの強化、浄水場の24時間放射線物質モニタリング)等

賠償関連

- ・事故から6年後解除と同等の精神的損害賠償の支払い等

生活環境整備

- ・住宅再建の支援
- ・買物、医療、介護の環境整備
- ・町内送迎バスの運行拡充
- ・企業の誘致・再開等

除染等の取組

- ・国直轄除染、フォローアップ除染の実施
- ・事後モニタリングの実施
- ・除染、廃棄物等の相談窓口を開設
- ・仮置場の住民確認等

○避難指示解除後:復興の作業を一層本格化

(4) その他の市町村の今後の帰還へ向けた取組

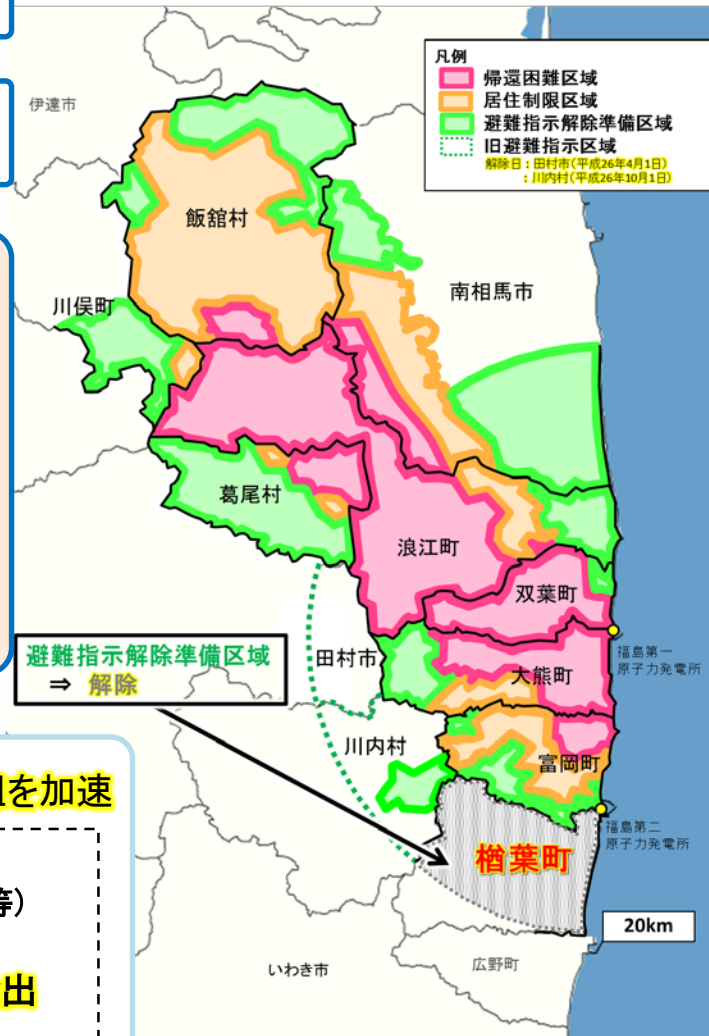
- 除染や、インフラ・生活に密着したサービスの復旧等、解除と帰還に向けた取組を加速

<帰還へ向けた各市町村共通の課題>

- 除染の進捗、インフラの復旧
- なりわい(働く場所、農林水産業の再生等)
- 放射線不安や飲料水等への不安
- 復興拠点の整備
- 住宅(リフォーム、災害公営住宅整備等)
- 医療・介護や買物の環境整備
- 仮置場からの除染廃棄物の早期搬出
- 広域的視点を踏まえた取組(広域連携、JR常磐線の復旧等)

避難指示の概念図

平成27年9月5日時点



商業の再開・買物環境の確保

- 平成26年7月に、飲食・小売業の町内3事業者による仮設商業施設「ここなら商店街」が開設。
- 平成27年7月から、町内スーパーによる宅配サービスを開始。



住宅再建に向けた取組

- 住宅再建に向けた環境づくりとして、平成26年8月よりネズミ・害虫駆除や家屋内清掃への支援事業、平成26年10月より半壊以上の家屋解体を開始。
- さらに、平成27年1月より町内外の修繕事業者等との連携体制を構築の上、町民からの住宅修繕に関する相談窓口を新設(事務局:(一社)ならはみらい)。平成27年4月より県の制度と連携し、紹介できる業者数を大幅に増加。



飲料水の安心確保

- 平成26年10月より木戸ダム湖における放射性物質のモニタリングの強化。(1地点→16地点)
- 平成27年4月より小山浄水場に24時間自動放射性物質モニタリング機器を導入、運用開始。
- 平成27年8月から、家庭の蛇口から出る水道水の放射性物質検査を開始。



(小山浄水場)

(ゲルマニウム半導体検出器)

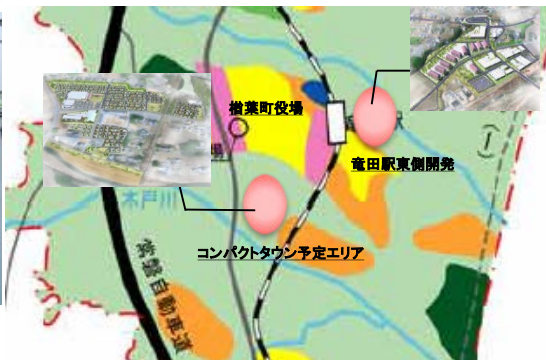
交通インフラの整備

- JR常磐線(広野～竜田間)が平成26年6月に運行再開。
- 町内送迎バスの運行時間・運行本数を拡大し、町外の医療機関も運行先に追加。



魅力あるまちの再構築

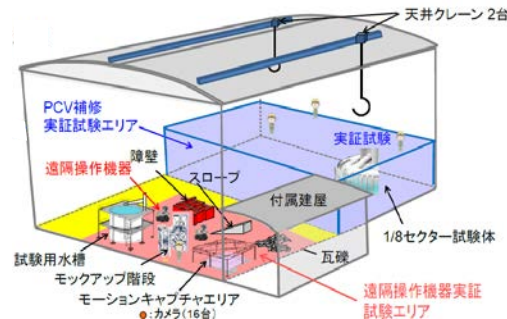
- 町中心部に位置するコンパクトタウン(住宅や商業・診療所等の集積)及び企業活動の拠点を目指す竜田駅東側地域開発に着手。



※地図の出典
：福島県HP(広野檜葉都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

研究施設・企業の立地

- 平成26年9月に「檜葉遠隔技術開発センター」の建設開始(平成27年9月頃より一部供用開始予定)。
- 平成26年11月に非鉄金属製錬業者が進出を決定(平成27年内操業開始予定)。



(檜葉遠隔技術開発センターの概要)

きめ細かな相談体制

- 希望する町民の方々に個人線量計を配布し、専門家による相談会を実施。
- 準備宿泊中の町民を対象に、保健師や町役場職員等による定期的な戸別訪問を開始。



(座談会の様子)

2. 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組、中長期・広域の将来像の具体化

(1) 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組

○国・県・民間からなる官民合同チームの創設

- 「福島復興指針(改訂)」に盛り込まれた自立支援策について、**今月中にもその実施主体となる官民合同チームを創設。**

⇒官民合同チームは**約100名規模**。被災12市町村の事業者・農業者等を対象。
訪問員(約50チーム)が**個別訪問・相談等を実施**。

⇒個別の事業者等の実態・課題を踏まえて、**専門家の知見も活かしつつ、きめ細やかに対応。**

(2) 中長期・広域の将来像の具体化

○「福島12市町村の将来像」の策定

- 「**福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言**」を策定(平成27年7月30日)。

⇒ 今後、国・県等とよく連携し将来像の個別具体化・実現に向けて取り組む。